

ミウラひかりサービス契約約款

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第 2 章 ミウラひかりサービスの提供等

- 第 4 条 ミウラひかりサービスの提供
- 第 5 条 ミウラひかりサービスの種類等
- 第 6 条 提供区域

第 3 章 ミウラひかり契約

- 第 7 条 契約の単位
- 第 8 条 ミウラひかり契約申込の方法
- 第 9 条 ミウラひかり契約申込の承諾
- 第 10 条 契約者回線番号
- 第 11 条 料金種別の変更
- 第 12 条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第 13 条 利用権の譲渡
- 第 14 条 ミウラひかりサービスの利用の一時中断
- 第 15 条 契約者が行うミウラひかり契約の解除
- 第 16 条 当社が行うミウラひかり契約の解除

第 4 章 契約者回線の態様等

- 第 17 条 契約者回線の終端
- 第 18 条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 第 19 条 収容 IP 通信網サービス取扱所の変更
- 第 20 条 契約者回線の移転

第 5 章 自営端末設備の接続

- 第 21 条 自営端末設備の接続
- 第 22 条 自営端末設備に異常がある場合等の検査

第 6 章 自営電気通信設備の接続

- 第 23 条 自営電気通信設備の接続
- 第 24 条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

第 7 章 機器の貸与

第 25 条 機器の貸与

第 26 条 機器の返還

第 8 章 利用中止等

第 27 条 利用中止

第 28 条 利用停止

第 9 章 通信

第 29 条 発信者番号通知

第 30 条 通信利用の制限等

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

第 31 条 料金及び工事費

第 2 節 料金等の支払義務

第 32 条 基本料金の支払義務

第 33 条 手続きに関する料金の支払義務

第 34 条 工事費の支払義務

第 3 節 料金の計算等

第 35 条 料金の計算等

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 36 条 割増金

第 37 条 延滞利息

第 11 章 保守

第 38 条 当社の維持責任

第 39 条 契約者等の維持責任

第 40 条 契約者等の切分責任

第 41 条 修理又は復旧

第 12 章 損害賠償

第 42 条 責任の制限

第 43 条 免責

第 13 章 雑則

第 44 条 承諾の限界

第 45 条 利用に係る契約者の義務

第 46 条 契約者の氏名の通知等

第 47 条 責任者登録

第 48 条 約款の掲示

第 49 条 合意管轄

第 50 条 準拠法

第 51 条 その他

料金表

通則

第 1 表 料金

第 2 表 工事費

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ミウラ(以下、「当社」といいます。)は、このミウラひかりサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりミウラひかりサービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の事由等により、ミウラひかりサービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 ミウラひかりサービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はミウラひかりサービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 IP 通信網サービス	IP 通信網を使用して行う電気通信サービス
5 NTT 西日本	西日本電信電話株式会社
6 ミウラひかりサービス	NTT 西日本の IP 通信網サービスのサービス卸(総務省が定める「NTT 西日本の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)を受けて、当社が提供する電気通信サービス
7 ミウラひかり契約	当社からミウラひかりサービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とミウラひかり契約を締結している者

9 契約者回線	ミウラひかり契約に基づいて IP 通信網サービス取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
---------	--

10 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 当社又はNTT 西日本が必要により設置又は設定する IP 通信網サービスに係る電気通信設備
11 IP 通信網サービス取扱所交換設備	NTT 西日本の事業所に設置される IP 通信網サービスに係る交換設備
12 収容 IP 通信網 サービス取扱所	NTT 西日本によりその契約者回線の収容される IP 通信網サービス取扱所交換設備が設置されている NTT 西日本の事業所
13 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又はNTT 西日本が設置する IP 通信網 サービスに係る電気通信設備(端末設備を除きます。)
14 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所 と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ミウラひかりサービスの提供等

(ミウラひかりサービスの提供)

第4条 ミウラひかりサービスは、NTT 西日本の IP 通信網サービスのサービス卸を受けて、当社が提供する電気通信サービスです。

2 ミウラひかりサービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はミウラひかりサービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。ただし、ミウラひかりサービスは、NTT 西日本の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

(ミウラひかりサービスの種類等)

第5条 ミウラひかりサービスには、次表に規定する通信速度種別があります。

種別	内容
1G タイプ	200M タイプ及び100M タイプ以外のものであって、最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの
200M タイプ	100M タイプ以外のものであって、最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100M タイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

2 接続方式には光配線方式、LAN方式及びVDSL方式があります。

(提供区域)

第6条 提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。
西日本エリア

都道府県の区域
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第3章 ミウラひかり契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線番号1番号ごとに1のミウラひかり契約を締結します。この場合において、契約者は、1のミウラひかり契約につき1人に限ります。

(ミウラひかり契約申込の方法)

第8条 ミウラひかり契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。この場合において、ミウラひかり契約の申込みをする者は料金表第1-1(基本料金)に規定する料金種別のうち、1つを選択していただきます。ただし、契約者回線等を設置する場所又はNTT西日本の電気通信設備の態様等により、選択できない料金種別がある場合があります。

(ミウラひかり契約申込の承諾)

第9条 当社は、ミウラひかり契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、契約者回線の終端の場所が第6条(提供区域)に規定する提供区域内(收容IP通信網サービス取扱所を除きます。)となる場合に限り、その申込みを承諾します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、そのミウラひかり契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) ミウラひかり契約の申込みをした者がミウラひかりサービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) ミウラひかり契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠っているとき。

(3) 第45条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) ミウラひかりサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(5) NTT西日本がそのミウラひかり契約の申込みを承諾しないとき。

(6) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

(7) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約者回線番号)

第10条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、契約者回線の移転等により契約者回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(料金種別の変更)

第11条 契約者は、当社が別に定めるところによりミウラひかりサービスの料金種別の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条(ミウラひかり契約申込の方法)及び第 9 条(ミウラひかり契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 12 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、第 10 条 (契約者回線番号)、第 16 条 (当社が行うミウラひかり契約の解除)、第 27 条 (利用中止) 及び第 28 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発送したことをもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(利用権の譲渡)

第 13 条 ミウラひかり契約に係る利用権 (契約者がミウラひかり契約に基づいて IP 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) 譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 ミウラひかり契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(ミウラひかりサービスの利用の一時中断)

第 14 条 当社は、契約者から請求があったときは、ミウラひかりサービスの利用一時中断 (その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(契約者が行うミウラひかり契約の解除)

第 15 条 契約者は、ミウラひかり契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に対し当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

(当社が行うミウラひかり契約の解除)

第 16 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、そのミウラひかり契約を解除することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下同じとします。)

(2) ミウラひかりサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第 12 条 (契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。

(4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のミウラひかりサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務 (当該契約約款の規定により支払いを要することとなっ

たものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 第 45 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) (以下「技術基準」といいます。) 及び端末設備等の接続の条件 (以下「技術的条件」といいます。) に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(8) 前 7 号のほか、この約款の規定に反する行為であってミウラひかりサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、第 28 条 (利用停止) 第 1 項の規定によりミウラひかりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのミウラひかり契約を解除することがあります。

3 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、そのミウラひかり契約を解除します。

4 当社は、前 2 項の規定により、そのミウラひかり契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

5 当社は、前 4 項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのミウラひかり契約に係る IP 通信網サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのミウラひかり契約を解除するものとします。

第4章 契約者回線の態様等

(契約者回線の終端)

第17条 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、NTT西日本の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第18条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

(1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社がミウラひかり契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(收容IP通信網サービス取扱所の変更)

第19条 契約者回線等は、NTT西日本の定めるところによりIP通信網サービス取扱所交換設備に收容されます。

2 NTT西日本の事由により、收容IP通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

3 前項の規定によるほか、第41条（修理又は復旧）の規定により、收容IP通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

(契約者回線の移転)

第20条 契約者は、第6条(提供区域)に規定する「西日本エリア」から「西日本エリア」への移転に限り契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の規定により移転の請求をする者は、当社が移転先住所を確認するための書類を提示していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第8条（ミウラひかり契約申込の方法）及び第9条（ミウラひかり契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第5章 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第21条 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。）を接続することができます。

2 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第22条 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第6章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第23条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

(1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) NTT 西日本がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第24条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第7章 機器の貸与

(機器の貸与)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより機器を貸与します。ただし、その機器の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その機器を貸与できないことがあります。

(機器の返還)

第26条 当社の機器の貸与を受けている契約者は、機器の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その機器を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1) そのミウラひかり契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
- (2) その他ミウラひかり契約の内容の変更に伴い、そのミウラひかり契約に係る機器を利用しなくなったとき。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、ミウラひかりサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は NTT 西日本の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第30条（通信利用の制限等）の規定により、ミウラひかりサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりミウラひかりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又はNTT 西日本からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（ミウラひかりサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったミウラひかりサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのミウラひかりサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) ミウラひかりサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第12条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のミウラひかりサービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第21条（自営端末設備の接続）、第22条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第23条（自営電気通信設備の接続）、第24条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第45条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(8) 前7号のほか、この約款の規定に反する行為であってミウラひかりサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項第1号から第8号の規定によりミウラひかりサービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第29条 契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線に係る契約者回線番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者回線番号を通信の相手先の契約者回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

3 契約者は、第1項の規定等により通知を受けた契約者回線番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(通信利用の制限等)

第30条 ミウラひかりサービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、NTT西日本の定めるところによります。

2 ミウラひかりサービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、ミウラひかりサービスの一部が利用できない場合があります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第31条 当社が提供するミウラひかりサービスの料金は、基本料金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するミウラひかりサービスの工事費は、工事費とし、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供するミウラひかりサービスの態様に応じて、基本使用料、機器使用料に関する料金を合算したものとします。

また振込手数料については、お客様のご負担とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第32条 契約者は、ミウラひかりサービスの提供開始日(機器の貸与については機器の貸与を開始した日)から起算してそのミウラひかり契約の解除があった日の前日(機器の貸与については機器の貸与の廃止があった日)までの期間(提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する料金(以下「基本料金」といいます。)の支払いを要します。ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりミウラひかりサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要しません。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ミウラひかりサービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのミウラひかりサービスを全く利用できない状態(そのミウラひかり契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのミウラひかりサービスについての料金
2 第20条(契約者回線の移転)に規定する移転(以下「移転等」といいます。)に伴って、ミウラひかりサービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのミウラひかりサービスについての料金

(契約者の都合により、ミウラひかりサービスを

利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	
----------------------------------	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 33 条 契約者は、ミウラひかりサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 2 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、そのミウラひかりサービスに係る工事の着手前にそのミウラひかり契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第 34 条 契約者は、ミウラひかりサービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表 (工事費) に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのミウラひかり契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 NTT 西日本の契約約款に規定する IP 通信網サービスの転用により、新たに当社と ミウラひかり契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務 (NTT 西日本が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。) があるときは、その IP 通信網サービスの転用に係るミウラひかり契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により一括して請求します。

4 前項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) そのミウラひかり契約の解除があったとき (当社が別に定めるときを除きます。)

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が工事費残債の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てが

あったとき。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第35条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第37条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 11 章 保守

(当社の維持責任)

第 38 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者等の維持責任)

第 39 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(契約者等の切分責任)

第 40 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は NTT 西日本の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 41 条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、NTT 西日本が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、NTT 西日本がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、NTT 西日本の定めるところによります。

3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 IP 通信網サービス取扱所又はその経路が変更されることがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 当社は、ミウラひかりサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのミウラひかりサービスが全く利用できない状態（そのミウラひかり契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ミウラひかりサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのミウラひかりサービスに係る料金表第1表第1（基本使用料）及び第2（機器使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりミウラひかりサービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第43条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、NTT 西日本の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) ミウラひかり契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) ミウラひかり契約に基づき設置した電気通信設備及び第25条（機器の貸与）の規定により当社が貸与した機器を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ミウラひかり契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) ミウラひかり契約に基づき設置した電気通信設備及び第25条（機器の貸与）の規定により当社が貸与した機器を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 電気通信設備に著しく負荷を与える等により、IP 通信網サービスを利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

(7) ミウラひかりサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第25条（機器の貸与）の規定により当社が貸与した機器を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

(契約者の氏名の通知等)

第46条 契約者は、NTT 西日本から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び通信履歴等を、そのNTT 西日本に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりミウラひかりサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(責任者登録)

第 47 条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。

2 契約者は、当社がミウラひかりサービスに係る案内等を、当社が定める方法により、登録責任者へ通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、契約者からの申出により責任者登録又は登録責任者の変更が行われることについてあらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

4 契約者は、登録責任者の変更があった場合は、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。

5 当社は、契約者から登録責任者の変更の申出があったときは、その申出を責任者登録の申出とみなして、第 1 項から第 3 項の規定を適用します。

(約款の揭示)

第 48 条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(合意管轄)

第 49 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 50 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(その他)

第 51 条 ミウラひかり契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のおりとしします。

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金

第1 基本料金

第1-1 基本使用料

1 適用

2 料金額

第1-2 機器使用料

1 適用

2 料金額

第2 手続きに関する料金

1 適用

2 料金額

第2表 工事費

第1 工事費

1 適用

2 料金額

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めます。
- 2 当社は、契約者がそのミウラひかり契約に基づき支払う料金のうち、基本料金は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。
 - (2) 暦月の初日が提供開始日であって、その日にそのミウラひかり契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日に機器の貸与の開始があったとき。
 - (4) 暦月の初日に機器の貸与を開始し、その日にその機器の貸与の廃止があったとき。
 - (5) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は機器の貸与の廃止があったとき。
 - (6) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (7) 第 32 条（基本料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 32 条第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務について、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、その契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第 32 条（基本料金の支払義務）から第 34 条（工事費の支払義務）までの規定により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。